

# (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算・手続の詳細や令和3年以前に入居した方については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。

## 1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成令和〇〇.〇〇.〇〇」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) ④「契約日・契約区分」の区分□は、住宅の新築に係る契約の場合は「1」を、新築住宅の購入に係る契約の場合は「2」を、買取再販住宅の購入に係る契約の場合は「3」を、中古住宅の購入に係る契約の場合は「4」を記入します。

(3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、⑤欄、⑥欄又は⑦欄にその金額を書いてください。  
※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、⑦欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ⑤欄又は⑥欄に転記してください。

### i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{(円)} \quad \text{の補助金等の額} \quad \text{の補助金等の額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑤欄へ転記} \end{array}$$

### ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{(円)} \quad \text{の補助金等の額} \quad \text{の補助金等の額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑥欄へ転記} \end{array}$$

(4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

## 2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

③欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ⑧の③欄又は⑨の③欄に転記してください。

### i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{の適用を受けた金額} + \text{特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑧の③欄へ転記} \end{array}$$

### ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{の適用を受けた金額} + \text{特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑥欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{⑨の③欄へ転記} \end{array}$$

## 3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

## 4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方、又は、令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

## 5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合の差が10%以内（⑨欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ⑤欄の面積は「④×⑤の⑨」又は「④×⑧の⑨」とし、⑥の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑦の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑧欄の金額( 円) ×  $\frac{\text{④の④欄又は⑦の④欄の金額( 円)}}{\text{⑤の④欄の金額( 円)}} \times \frac{\text{⑤の⑨欄又は⑧の⑨欄の割合( \%)}}{\text{⑥の⑨欄の割合( \%)}} = ( \text{ 円} )$

ii ⑥の⑧欄の金額( 円) ×  $\frac{\text{⑥の④欄の金額( 円)}}{\text{⑤の④欄の金額( 円)}} \times \text{⑦の⑨欄の割合( \%)} = ( \text{ 円} )$

(4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日		⑪欄の最高限度額						
		二面番号1・4・11 <small>(令和4年入居で(特例)特別特例取得に該当)</small>	二面番号2・3	二面番号6 <small>(ZEH水準省エネ住宅)</small>	二面番号7 <small>(省エネ基準適合住宅)</small>	二面番号5 <small>(認定住宅の特例)</small>	二面番号8~10 <small>(特定増改築等)</small>	二面番号12 <small>(住宅の再取得等に 係る控除額の特例)</small>
令和4年中	新築・買取再販	4,000万円	3,000万円	4,500万円	4,000万円	5,000万円	5,000万円	
	中古住宅・増改築	(5,000万円)※1	2,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円		3,000万円
平成26年1月1日から 令和3年12月31日まで		/	4,000万円 (2,000万円)※2	/	/	5,000万円 (3,000万円)※2	1,000万円	5,000万円 (3,000万円)※3
平成25年中			2,000万円			3,000万円		
平成20年中			2,000万円			3,000万円		

※1 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合（二面番号4）及び住宅の再取得等に係る控除額の特例に該当する場合（二面番号11）

※2 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※3 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

## 6 二面への転記

一面⑨欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号8の⑨欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号9の⑨欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号10の⑨欄へ転記

## 7 「9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。

なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合  
「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には④の①欄又は④の②欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
- (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合  
「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。
- (3) (2)以外の重複適用を受ける場合  
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。

## 8 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（詳しくは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。）を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等のいずれも記載します。

用語の説明	<p>◆ (特別) 特定取得</p> <p>▶ 特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。</p> <p>▶ 特別特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。</p>	<p>◆ (特別) 特別特例取得</p> <p>▶ 特別特例取得とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次の期間内に締結されているものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新築（認定住宅を含む。）の場合 …令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間</li> <li>● 新築住宅（認定住宅を含む。）・中古住宅の購入、増改築の場合 …令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間</li> </ul> <p>▶ 特別特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。</p>
-------	--	--